

⑥耕作放棄地再生事業補助金

耕作放棄地(遊休農地)を解消して営農をする際の解消費用の一部を補助します。

対象者 耕作放棄地(遊休農地)を解消して営農をする方

対象経費 解消等に係る費用

補助率 対象経費の1/3以内(上限10万円)

「神川町中小企業者等防犯設備設置費補助金」をご利用ください

広報かみかわ6月号に掲載の「神川町中小企業者等防犯設備設置費補助金」は、**農家の方も対象**となっています。

この機会に、ぜひ設備導入を検討してみたいかでしょうか。

詳細は広報かみかわ6月号か町ホームページをご確認ください。



神川町中小企業者等事業持続化給付金の申請期間について

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化している中小企業者等の活動を応援し、事業持続化を支援することを目的とした「神川町中小企業者等事業持続化給付金」事業を実施しています。昨年度実施した「神川町中小企業者等事業継続支援金」の給付を受けた事業者も申請できます。

本給付金の申請期限は9月30日(木)となります。申請を希望される方は、期限までの申請をお願いします。

給付金額 最大20万円 ※この給付金は、所得税等の課税対象収入となります。

給付金の種類	給付金額	給付条件
定額給付	1事業者あたり10万円	下記の①・②に該当する事業者
利子および信用保証料補助	1事業者あたり上限10万円	下記の①・②・③に該当する事業者

給付条件 ①神川町内に所在する店舗・事業所等で事業を営む中小企業者等(個人事業主及び農家含む)で、今後も事業を続ける意思があること。

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少していること。
※個人は令和2年と元年の、法人は事業年度に令和2年を6か月以上含む年とその前年の収入を比較して減少している場合に対象となります。
※新型コロナウイルス感染症の影響による売上の減少を補填する目的で支給された給付金等は、事業収入に含まれますのでご注意ください。

- ③利子及び信用保証料補助の申請者は、対象融資(詳細はホームページ参照)のいずれかを利用していること。



申請期限 9月30日(木)

申請方法 申請書および添付書類(確定申告書等)を経済観光課へ提出してください。

活用しよう！農業関連補助事業

問合せ 経済観光課 農政担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

全ての事業について、更に詳細な条件(町税に滞納がない等)があります。申請前にお問合せください。

①新規就農者農業機械購入費補助事業

新たに農業を始める方へ営農に必要な農業機械の購入に要する費用の一部を補助します。

対象者 農地を所有又は借用することにより、営農の継続が見込まれる新規就農者

対象経費 営農に必要な管理機、耕運機、またはトラクターを新たに購入する経費。ただし、機械の購入費で2万円以上のもの

補助率 対象経費の1/2以内(上限10万円)

②認定農業者支援事業

新規作物や新技術の導入等に必要な機械、施設等の整備に要する費用の一部を補助します。

対象者 認定農業者で、現在の経営規模を維持拡大し、引き続き5年以上農業経営を行うことが見込まれる方

対象経費 新規作物・新技術の導入等に必要な機械・施設に要する経費(トラクター・コンバインなど汎用性が高い機械購入経費は対象となりません。)

補助率 対象経費の1/3以内(上限50万円)

申請期限 9月30日(木)

※申請いただいた後、神川町農業支援事業認定審査会に諮ります。

③特産品(梨)振興事業

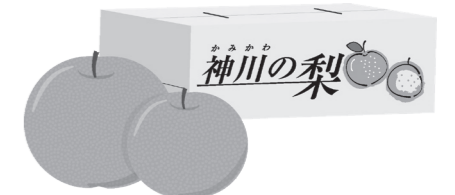
梨の生産等に要する費用の一部を補助します。

対象者 梨を生産・販売する農業者

対象経費 病虫害防除(コンフューザー)の購入経費

補助率 対象経費の1/2以内(上限5万円)

※苗木、土壌処理剤の購入及び抜根に要する費用の補助もあります。詳細はお問合せください。



④獣害防除対策事業

獣による農作物被害防止のために設置する施設等の整備に要する費用の一部を補助します。

対象者 農地を所有又は借用することにより、継続的に農産物を生産している方

対象経費 獣による農作物被害を防除するために設置するネット・電気柵等設置にかかる資材経費。ただし、資材の購入費で2万円以上のもの

補助率 対象経費の1/2以内(上限5万円)

⑤新規就農青年育成奨励金

新規に就農した青年農業者に対し、奨励金を交付します。

対象者 年間150日以上農作業に従事した新規就農者等

対象年齢 18歳以上45歳未満

奨励金額 10万円

